

JFマリンバンクご利用の皆様へ

JFマリンバンク 愛媛県信用漁業協同組合連合会（以下、当会）をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

このたび、誠に遺憾ながら、元当会代理店の職員による下記の不祥事件が発生し、信用を第一とする金融機関でありながら、お取引いただいているお客さま、地域の皆さま、並びに会員の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------|
| (1) 事故者 | 元当会代理店 職員 |
| (2) 事故発生店 | 愛媛県漁業協同組合 壬生川支所 |
| (3) 内容 | 顧客の貯金を無断で解約し着服 |
| (4) 発覚日 | 令和6年7月1日 |
| (5) 事故金額 | 令和6年8月27日現在で判明している金額
約103百万円（全体・詳細については現在調査中） |

2. お客さまへの対応

被害を受けられたお客さまに対しましては、深くお詫び申し上げますとともに、今後、事実関係を解明し、ご説明に参りたいと考えております。

なお、貯金の被害にあわれた方に対しましては、可能な限りすべて補償ができるよう対応を行っていく所存です。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、速やかに監督官庁等関係機関へ報告、届出を行いました。また、所轄の警察署へ相談しております。

4. 事故者の処分

元当会代理店の事務委託先である愛媛県漁業協同組合において、令和6年7月16日付で懲戒解雇処分を行っております。

5. 再発防止策

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、このような事態が二度と発生しないよう、内部管理態勢の一層の強化とコンプライアンス意識の更なる向上を図り、信頼回復と不祥事件の再発防止に向けて全役職員が一丸となって取り組んで参ります。

令和6年8月28日

JFマリンバンク
愛媛県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 林 喜 代 行

本件に関するお問い合わせ

当会のお取引店（代理店）
または、
当会 本所 総務課
電話番号 089-933-8714
（受付時間 土日祝日を除く9:00～17:00）